
種 別： 論説

タイトル： 事業再建型倒産手続における関係権利者の「組分け」に関する覚書
——商取引債権者に対する早期包括弁済の許容性の問題等を検討材料として——

著 者： 田頭 章一

所 収： 『上智法学論集』第 65 卷 1-2 合併号（令和 3 年 10 月）1-24 頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

論 説

事業再建型倒産手続における関係権利者の 「組分け」に関する覚書 ——商取引債権者に対する早期包括弁済の 許容性の問題等を検討材料として——

田頭 章一

はじめに

- 一 関係権利者の「分類」の態様
- 二 会社更生手続会社に拘束される関係権利者の分類に関連する問題
- 三 私的整理を含む事業再建手続における商取引債権の取扱い
- 四 本稿のまとめ

はじめに

倒産処理手続、とくに事業再建型の手続において各種権利者の「組分け」というと、一般にそのイメージは芳しくない。「手続関係の複雑化を避け、事業価値を維持しつつ迅速に事業再生を実現するためには、組分けは可能な限り避けるべきものである。」という感覚は、研究者、実務家を問わず、倒産法の関係者の間で共有されているものと考えられる。しかし、その一方で、倒産手続に多様な利害関係を持つ者を「分類」すること自体の必要性には異論がないはずであるから、その一種である「組分け」をネガティブに捉える見方は、「分類」のある限定的な側面を見てそのように評価しているのではないかという疑問が生ずる。

倒産債務者に対して何らかの権利を有する者を、仮に「関係権利者」と呼

ぶとすると⁽¹⁾、その「組分け」とは、厳密には主として会社更生手続における関係人集会の決議方法に関連して用いられてきた用語である。すなわち、会社更生手続の関係人集会における更生計画案の決議は、更生担保権者、いわゆる一般更生債権、株主などの法168条が規定する種類の権利を有する者、または法196条2項に基づいて裁判所が相当と認める種類の権利を有する者に分かれて行う(会更196条1項)ことを指す⁽²⁾。

このように関係権利者の「組分け」は、狭義では更生計画案の決議のための関係権利者の分類を指すものであるが、単に技術的なものではなく、後に詳しくみるように、実体的権利を反映することはもちろん、再建計画策定に向けての交渉枠組みなど手続全般に大きく影響しうるものである。したがって、先のネガティブな評価にみられるように、「組分け」が倒産手続に求め

-
- (1) 本稿において「関係権利者」とは、倒産債務者(私的整理を含む倒産処理手続が進行中の債務者)に対して何らかの権利を有する者を指す。広義では、財団債権や共益債権など手続外で行使される権利も含むが、本稿では、本文で述べるように、法的整理(会社更生手続)に拘束される権利を意味するものとして用いたい。更生手続に広く利害を有する者を包括的に示す言葉として「利害関係人」(会更1条等)があるが、語義としてはあまりに広すぎ、他方で各種申立資格者を示す語としても使われるため(会更11条、24条1項等)、当該申立てごとにその範囲を決定しなければならない面もある(なお、裁判に対する不服申立権者は、「裁判について利害関係を有する者」(会更9条参照)とされる)。また、関係人集会の「関係人」という法律上の用語もあるが、これは、集会に呼び出される管財人、更生会社等を含む概念であり、更生会社または更生会社財産に対して何らかの権利を有する者を集会的に表現する言葉としてはやはり適当とはいえない。そこで、このような権利を有する者(手続外で行使できる権利も含む)を仮に「関係権利者」と呼ぶこととしたものである。
 - (2) 現行会社更生法には、「組」に分かれるという表現はないが、旧会社更生法(2002年改正前)204条には、「更生債権者等は「組」に分かれて決議する。」という規定があった。現行法下でも、「組」、「組分け」などの用語はしばしば用いられる(伊藤眞『会社更生法・特別清算法』(有斐閣、2020)658頁注134、山本和彦ほか『倒産法』(第2版補訂版)』(弘文堂、2015)512頁〔中西正〕参照)。なお、民事再生手続においては、約定劣後再生債権があるときは、一般の再生債権と約定劣後再生債権を有する者は別々の組に分かれて再生計画案に対する決議を行う(民再172条の3第2項本文)。もともと、通常の再生事件では約定劣後再生債権者は議決権を有しないから(民再87条3項参照)、この権利についての独立の組分けを要しない(民再172条の3第2項ただし書参照)。なお、裁判所は、法172条の3第2項本文に規定する場合でも、一般再生債権者と約定劣後再生債権者とに分かれないで再生計画案の決議を行うことができることにつき、同条3項参照)。

られる作業の増加・複雑化をもたらす面があることは否定できないとしても、この「組分け」（より広くとらえれば関係権利者の「分類」）が本当に必要なことであれば、そのプロセスが単純に（代替手段またはそれ以外の正当化のための裏付けなく）切り捨てられることがあってはならない。また、近時再建型私的整理と再建型法的整理との連携に関心が向けられていることに鑑みれば、上記のような「組分け」（広義）ないし「分類」の問題の検討を通して、事業再建型倒産処理手続全体を視野に入れた問題点の洗い出しをしておくことも無意味なことではあるまい。

本稿は、上記のような問題意識から出発して、「組分け」を含む関係権利者の分類の形態とその意味の整理を試み、今後取り組むべき課題について、序論的な検討を試みようとするものである⁽³⁾。このような目的と議論の明確化の要請に照らして、比較的広範囲の関係権利者を手続に取り込む会社更生手続を主たる検討対象とすることとし、関係権利者の中では、一般の更生債権者に焦点を当て、とくにいわゆる「商取引債権者」の保護について、一種の分類（特別の組分け）の観点からの分析の余地があるのではないかと、という視点から検討を加える。また、私的整理と法的整理との連携が近時の関心対象となっていることを考慮し、事業再建型私的整理も視野に入れる形で検討を進めたい⁽⁴⁾。

-
- (3) ごくプリミティブな形であるが、「組分け」の議論からのアプローチの可能性にふれたものとして、田頭章一「再建型私的整理手続と法的整理手続の『統合』試論」上智法学論集 60 卷 3・4 号（2017）172 頁以下参照。
- (4) 関係権利者の分類の形態は、更生債権者等倒産手続において行使すべきとされる権利の分類（会更 168 条 1 項各号）だけでなく、その性格上本来的に手続外での行使が認められる取戻権（会更 64 条）、共益債権（会更 127 条以下）などの分類も可能である（前掲注(1)も参照）。これらの分類は、それぞれの理論的・実務的問題点を伴っているとみられるが、本稿の直接の検討対象とすることはできない。

一 関係権利者の「分類」の態様

1 関係人集会における決議のための「組分け」⁽⁵⁾

会社更生手続の関係人集会で、更生計画案につき決議する際には、168条1項各号の定める権利の種類に組に分かれて行う(会更196条1項)。法168条1項は、後述するように、更生計画における実質的平等(同一の種類の利用者間)および「公正かつ衡平な差」(異なる種類の利用者間)を判断するための権利の種類を定め、優先順位が高い順に、①更生担保権、②一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、③②および④以外の更生債権(いわゆる一般の更生債権)、④約定劣後更生債権、⑤残余財産の分配に關し優先的内容を有する種類の株式、⑥⑤以外の株式という6種類の権利が定められている。裁判所は、「相当と認めるときは」上記のうち複数の種類の権利を単一の組とすることもできるし、単一の種類の権利を複数の組とすることもできる(会更196条2項本文)。ただし、更生債権、更生担保権または株式は、それぞれ別の種類の権利としなければならない(同項ただし書)。このように、裁判所はその裁量により決議のための組分けに際して、権利の種類を統合や細分をする権限を与えられているのであるが、東京地裁の会社更生実務では、決議手続の複雑化を避けるため細かな組分けは行わず、更生債権者の組と更生担保権者の組に分けて決議されるのが通例とされる⁽⁶⁾。ま

(5) 会社更生法旧159条は、決議のための組分けを定める規定(旧204条)とは別に、計画案の「作成および決議のために」利害関係人は「組に分類」されると規定しており、計画案の「作成」過程における計画内容やそれについての同意を獲得する努力の対象としての権利者の組分けという表現ぶりをとっていた。現行196条1項は、「決議は、・・・種類の権利を有する者に分かれて行う。」とし、計画作成過程における組分けの役割について明示的には規定していないが、これにより実質的な立法的見直しが意図された形跡はないようである。

(6) 東京地裁会社更生実務研究会編『会社更生の実務〔新版〕(下)』(金融財政事情研究会、2014)311頁(渡邊千恵子=目黒大輔)。実務における更生債権者の組は、本文中で述べた一般の優先権がある更生債権(②)と一般の更生債権(③)の2つの種類の権利を一つの組に統合したものということになろう(④の約定劣後更生債権者も更生債権者の一種

た、学説上も決議のための組分けのあり方について活発な議論がなされてきたとはいえ、注目される議論としては、更生担保権を担保目的物の種類やその清算価値により権利が保護されているか否かなどの観点から組分けすべきとの見解が唱えられたことがある程度である⁽⁷⁾。学説には、単一の組に分類するとその中に反対者があるときにそれらの者を独立の組に分類し、残余の者の個別的同意を得て権利変更の程度を緩和することによってその組の可決を可能にし、または反対の組に権利保護条項（会更 200 条参照）を定めるよう配慮するなどの可能性を指摘するものがあったが⁽⁸⁾、現在の実務（東京地裁）は、これを特定の組によって可決できないときの打開策として、組の統合または細分をするものと捉えて、その採用には否定的である⁽⁹⁾。

2 更生計画による権利変更の基準としての関係権利者の分類

会社更生法 168 条 1 項は、計画策定時の「計画の内容」に関する規律として、「次に掲げる種類の権利を有する者についての更生計画の内容は、同一の種類を有する者の間では、それぞれ平等でなければならない。」とし、同項各号に、前述した 6 つの種類を列挙する⁽¹⁰⁾。また、これらの種類の権利のうち、「異なる種類の権利を有する者の間」においては、上記 6 種の権利の順位（各号の順位による）を考慮して、「更生計画の内容に公正かつ衡平な差」を設けなければならないと規定されている（同条 3 項）。

であるが、更生会社が更生手続開始時にその財産をもって同債権に優先する債権に係る債務を完済できないときは、議決権は認められない〔会更 136 条 3 項。なお、同条 2 項 1～3 号も参照〕。また、株主（本文⑤および⑥）も通常は議決権を有しないから（会更 166 条 2 項）、組分けの対象にはならない。以上の点につき、藤原総一郎監修・森・濱田松本法律事務所編『倒産法全書（上）〔第 2 版〕』（商事法務、2014）181 頁〔濱史子〕、四宮章夫ほか『倒産法実務大系』（民事法研究会、2018）338 頁も参照。

(7) 伊藤・前掲注 (2) 659 頁注 135 およびそこに引用された文献参照。

(8) 兼子一監修・三ヶ月章ほか『条解会社更生法（中）』（弘文堂、1973）837 頁、844 頁参照。

(9) 東京地裁会社更生実務研究会編・前掲注 (6) 311～312 頁（渡邊＝目黒）。

(10) 旧法下で存在した「劣後的更生債権」という種類の権利は廃止される一方で、約定劣後更生債権を新たに加えた結果 6 種類の権利が定められることになった。

このうち、同種の権利者間の平等原則については、法168条1項ただし書によりその例外が定められている。同ただし書は、まず、「不利益を受ける者の同意がある場合」、そして「少額の更生債権等」または更生手続開始後の利息の請求権等(会更136条1号～3号。旧法下の「劣後的更生債権」にあたり、議決権は与えられない)につき、実質的平等に反しない限りで、債権全部または一部の優先的または劣後的取扱いを許容している。さらに、同ただし書の最後の部分は、「その他同一の種類を有する者の間に差を設けても衡平を害しない場合」を規定し、その典型例として、一般更生債権内部での劣後的扱いとして親会社やスポンサーの更生債権の返済を劣後させるケースが、また逆に優先的扱いとして一定額以下の債権(商取引債権等)の弁済率を高くし、その額を超える債権部分(金融債権等)に対する弁済率を低くする場合(いわゆる「傾斜型」更生計画)などが挙げられる。また、産業競争力強化法58条の事業再生ADRでの手続実施者の「確認」を受けた場合に、いわゆるプレDIPファイナンス債権の優先的取扱いをする場合などもその例である⁽¹¹⁾。「差を設けても衡平を害しない場合」かどうかは、個々の債権の性格を具体的に吟味したうえで個別に判断する場合だけでなく、特定の性格を共有する債権のグループ(一定額以下の債権のような形式的基準で区分されたものだけでなく、同種の人身損害に対する損害賠償請求権のような類型も含む)ごとに判断する場合を含むことは異論あるまい。実質的平等は権利の種類または類型ごとに図られるべき場合がしばしばみられるからである。いずれのケースでも、更生計画による権利変更の対象となる権利は、管財人による調査・確定手続を経てきた権利であり、更生計画案の作成者(通常は管財人)が、それぞれの権利の性格等に関する情報を相当程度踏

(11) これらの事例につき、全国倒産処理弁護士ネットワーク編『会社更生の実務Q&A120問』(金融財政事情研究会、2013)194頁、東京地裁会社更生実務研究会編・前掲注(6)249頁等参照。なお、2021(令和3)年6月9日に国会で可決・成立した産業競争力強化法改正案は、事業再生ADR等の私的整理手続から簡易再生手続(民再211条参照)への移行の円滑化など私的整理と法的整理(再建型)の連携の強化策を含む。法案等については、次の経産省のHP参照。

<https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210205001/20210205001.html> (2021年6月9日閲覧)。

また上で、事業再生の目的と他の関係権利者の実質的な平等・公平を考慮してその処遇を決し、決議に付されることになる。そして更生計画による権利変更の内容が、関係権利者の原則的平等を定めた上記会社更生法 168 条 1 項の規定に反するときは、法令に適合しない更生計画として、認可されないこととなる（会更 199 条 2 項 1 号参照）。

前述したように、更生計画案決議の際の組分けは、168 条 1 項各号の定める 6 つの種類の権利（議決権を有することが前提となる）の区分により行うことを原則としながら（会更 196 条 1 項）、同条 2 項において裁判所はそれらの組を統合または細分することができるものとした。しかし、この場合でも、平等原則に関する判断は 168 条 1 項の権利の分類を単位としてなされることになる。したがって、196 条 2 項により複数の種類の権利が一つの組に統合されたときは、当該組の内部での異なった種類の権利（たとえば一般更生債権と優先的更生債権）の変更内容について公正・衡平な差が要求されるし、他方で単一の種類の権利が複数の組に細分されたときは、各組相互間でも計画による権利変更の程度が実質的に平等で衡平を害しないことが求められることになる⁽¹²⁾。

3 事業再建型倒産手続における商取引債権者の包括的弁済許可

(1) 更生計画によらない商取引債権の弁済の許可

更生債権等については、更生手続開始後は、原則として、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為をすることができない（会更 47 条 1 項）。しかし、一定の場合には、裁判所は、更生計画認可の決定をする前でも、その弁済をすることを許可することができる（同条 2 項、5 項）⁽¹³⁾。こ

(12) 兼子監修・前掲注 (8) 837 頁。

(13) 商取引債権への弁済自体は、開始申立て後の弁済許可を待たず、申立てと同時に発令される弁済禁止の保全処分または保全管理命令において弁済につき裁判所の許可を要しないこととする方法で実施することもあるから、これらの手続において弁済がなされる場合も視野に入れて検討する必要がある。更生手続開始申立ての密行性との関係で、いったん商取引債権の弁済を禁止してその後個別対応をすることは、事業継続に支障が生じかねないとするものとして、東京地裁会社更生実務研究会編『会社更生の実務（新版）

のうち商取引債権(債務者の事業である商取引に基づいて生じた債権)の取扱いに関する5項後段の弁済許可制度は、「少額の更生債権等を早期に弁済しなければ更生会社の事業の継続に著しい支障を来すとき」に裁判所は弁済の許可ができるとするものである。この制度は、2002(平成14)年の会社更生法全面改正時に、「具体的事案に応じた柔軟かつ円滑な更生手続の運用を図るためには、更生計画の定めるところによらない弁済の制度をさらに拡充すべきである」との指摘に応じて取り入れられた⁽¹⁴⁾。より具体的には、少額の債権は更生計画で他の更生債権等より有利な定めをしても衡平を害しないものの典型であるところ(168条1項ただし書参照)、更生会社の事業の継続という観点からみて、更生計画の効力が生ずる前に弁済をする必要性が特に高いと認められる場合に例外的に弁済を許可しても利害関係人間の公正、衡平を害することにはならないと説明されていた。そして、弁済許可が認められる具体例として、「大規模小売業者である更生会社について、少額の更生債権を有する多数の卸売業者が存在し、これらの卸売業者に更生債権の弁済をしなければ、今後の商品の納入を受けることができず、ひいては事業の継続に著しい支障を生ずるという場合」が挙げられていた⁽¹⁵⁾。もっとも、最近、少額性の要件の厳格な適用ないしその必要性自体が一部で疑われ、早期弁済しなければ事業継続に著しい支障が生じ(以下「事業継続支障性」という)、早期弁済により従前の条件のまま取引が継続されること(取引継続による事業価値の維持)が弁済許可の要件として重視される傾向にあった⁽¹⁶⁾。

(上)』(金融財政事情研究会、2014)227、229頁〔鹿子木康=氏本厚司〕、東京地裁会社更生実務研究会編『最新実務会社更生法』(金融財政実務研究会、2011)162頁参照。なお、会社更生法47条による弁済許可のうち、2項の中小企業債権者の保護のための弁済は、5項の弁済許可制度とはその趣旨を異にするから、本稿の対象としては取り上げない。

(14) 会社更生法47条2項および5項前段は、すでに旧法にも存在した(旧112条の2第1項、同条4項参照)が、5項後段は、2002年の全面改正時に取り入れられたものである。

(15) 深山卓也編著『一問一答新会社更生法』(商事法務、2003)85頁。

(16) このような実務を背景に、近時は、債権者平等原則の意義を見直す議論が盛んである。最近の文献として、長谷部由紀子「倒産手続における『債権者平等原則』の意義—英米の議論からの示唆を踏まえて—」三木浩一ほか編『民事手続法の発展:加藤哲夫先生古稀祝賀論文集』(成文堂、2020)561頁がある。また、債権の優先・劣後性の規律を「静

会社更生法 47 条 5 項後段の弁済許可は、特定の「少額」債権につき事業継続支障性があるかどうかを判断して個別的に弁済の許可を与えることを想定しているようにもみえるが、上記の「多数の卸売業者」への弁済のように、ある程度包括的に弁済許可を与えることが予定されていたようにも思える。実務上、商取引債権につき包括的に弁済許可を与える場合は、①取引の種類を特定して（たとえば、小売業者の卸売取引、運送業者の燃料取引）許可を与える場合と、②取引類型を限定せず商取引一般への弁済を許可する場合があるようである⁽¹⁷⁾。上掲の「多数の卸売業者」への包括的弁済許可は①の例であり、事業再生 ADR から移行後の会社更生手続において、すべての商取引債権または商取引債権のうち一定額（億単位）以下の部分について、弁済を許可した事例⁽¹⁸⁾は②の例といえる。

このような商取引債権に対する包括的弁済許可の正当化根拠としては、事業価値の維持の必要性など前述した早期弁済許可の制度趣旨に加えて、更生手続開始決定前後の混乱期に個別取引債権について調査したり、弁済の可否を判断したりすることは困難であり、それをあえて行うことにより事業継続に著しい支障が生ずることは避けられないという点も挙げられる⁽¹⁹⁾。しかし、会社更生において商取引債権を包括的に早期弁済の対象とすることに対しては、有力な批判がある⁽²⁰⁾。すなわち、商取引債権は実体法上または倒

態的契機」と「動態的契機」に分け、会社更生法 47 条 5 項後段等による弁済許可制度は後者の例であると説明するものとして、杉本和士「倒産法における債権の優先順位」論究ジュリ 35 号（2020）78 頁、82 頁を参照。

- (17) 東京地裁の実務につき、東京地裁会社更生実務研究会編・前掲注（13）223 頁以下〔鹿子木＝氏本〕参照。一般の商取引債権の弁済を許可する場合の決定主文例（東京地裁）として、「貸付金債権、社債、リース料債権、損害賠償債権および〇〇債権を除く一般の商取引債権（ただし、更生債権者等が更生会社との間で従前の正常取引先としての取引条件で取引を継続する場合に限る。）」という例が挙げられている（同解説 228 頁）。包括性の程度には幅があるが、運送業に不可欠の燃料取引業者が地域的に分散して数社程度あるという場合は、個別的許可に近づくものといつてよいであろう。
- (18) 腰塚和男ほか「事業再生 ADR から会社更生への手続移行に際しての問題点と課題（2）—日本航空、ウィルコム、林原の事案を参考にして—」NBL954 号（2011）52 頁以下参照。
- (19) 東京地裁会社更生実務研究会編・前掲注（13）227 頁、229 頁（鹿子木＝氏本）参照。
- (20) 伊藤眞「法的整理と私的整理の連続と不連続（Concordance et Disconcordance）—

産法上特別の地位を与えられているわけではなく、そのことが法的整理における事業価値毀損の主因となっているという主張が多くみられる理由でもある。しかし、債務者をめぐる商取引は多種多様であり、事業再生に伴う事業の見直しを考えれば、包括的な商取引の継続が事業再生にとって常に不可欠とは限らないし、かえって不要の商取引債権の弁済による資金繰りや事業モデルの転換を困難にし、事業再生に悪影響を与えることも考えられる。また、多数決によって少数者の意見が強制される法的整理（または多数決による私的整理の構想）では、少数意見の抑止を正当化するために、早期弁済の不可欠性について、個々の商取引債権者または少なくとも一定類型の商取引債権者に即した具体的判断が求められる、とされる⁽²¹⁾。また、直接には民事再生法85条5項後段についてであるが、法の趣旨として、本来的には個別の再生債権（商取引債権）ごとに事業継続にとっての不可欠性を判断すべきであるとしつつ、維持されるべき商取引が特定されるなど一定の場合には一括して弁済許可をすることも許される、とする説もある⁽²²⁾。

現行法を前提とする限り、理論的には特定商取引債権についての個別の弁済許可の判断を求めるこれらの有力批判説が支持されるべきであると考えられる。ただ、更生会社の事業維持・更生にとって第1関門となる更生手続の開始前後の時期において、商取引債権の早期包括的弁済許可が事業の維持に不可欠であり、更生手続全体の利益にもなるとすれば、運用面でどのような対

原則の栄光と変貌（Gloire et Transfiguration）」事業再生と債権管理163号（2019）29頁以下。

- (21) 伊藤・前注32頁。私的整理では、本来対象債権者全員の同意が前提になることから、それに同意した対象債権者全員が商取引債権の包括的弁済による結果（事業再生への悪影響も含めて）についての責任を引き受けるのであり、その点で法的整理とは同一には論じられないとされる。関連して、商取引を見直す機会（会更61条の双方未履行双務契約の処理）としての法的整理の意義については、西村あさひ法律事務所編『事業再生大全』（商事法務、2019）288頁（高橋洋行）参照。
- (22) 杉本和士「再生手続における少額債権弁済許可制度に関する試論」事業再生研究機構編『民事再生の実務と理論』（商事法務、2010）408頁。同様に事業継続支障性要件は個別の債権者ごとに検討すべきとしつつ、（JAL更生事件を念頭に）企業再生支援機構（当時）の手続が前提となっていた点に包括的な随時弁済が許された根拠があるとする見解もある（山本和彦「企業再生支援機構とJALの更生手続」ジュリ1401号（2010）19～20頁）。

策をとれば債権平等等の法的整理のルールとの歩み寄りができるのかを検討しておくことも意味のあることであろう。また、現行法ではどうしてもそのような要請に応えられないということであれば、制度的な見直しの可能性を検討しておくことも論点になるように思われる。

（2）私的整理における商取引債権の取扱いとの関係

上記のような会社更生手続における商取引債権の包括的弁済許可は、私的整理との連携という文脈の中で取り上げられることが多くなっている。よく知られているように、私的整理（「準則型」かどうかを問わない）による事業再建手続においては、金融債権者のみを権利変更の対象となる権利者（対象債権者）とするのが基本となっている⁽²³⁾。リース（ファイナンスリース）債権者など境界事例もあるが、事業にかかわる商取引による債権者（商取引債権者）は、権利変更の対象とはならず、債権全額の弁済がなされるのが通常である。そして、このような商取引債権の保護の理由については、会社更生法 47 条 5 項後段の弁済許可と同様に、商取引の維持により事業価値の毀損を免れ、それによって対象債権者への弁済総額が増大することが挙げられる⁽²⁴⁾。また、商取引債権の対象債権からの除外の背後には、私的整理では多数決による権利変更の実現を強制できないことを踏まえて、計画案の経済的合理性を客観的に判断できる金融債権者に限定し、再建計画案策定プロセスを円滑・迅速化する意図があることも否定できないであろう。そしてこのような考え方は、私的整理から更生手続への移行事件での商取引債権の取扱いにも影響を及ぼしており、事業再生 ADR から会社更生手続への移行事案においては、いずれも手続開始直後に包括的弁済許可がなされているものとされている⁽²⁵⁾。

(23) たとえば、清水祐介＝三枝知央「私的整理から法的整理への移行に伴う諸問題」松下淳一＝相澤光江『事業再生・倒産実務全書』（金融財政事情研究会、2020）214 頁参照。事業再生 ADR における対象債権者の範囲については、事業再生実務家協会編『事業再生 ADR のすべて [第 2 版]』（商事法務、2021）69 頁以下参照。なお、商取引債権者であっても対象債権者として扱うこともあるし、手続外の交渉でリスケジュールや債権放棄等の債務調整を図った例もあるということである（同書 70 頁）。

(24) 全国倒産処理弁護士ネットワーク編『私的整理の実務 Q&A140 問』（金融財政事情研究会、2016）23 頁（佐々木英人）等参照。

私的整理における商取引債権の随時弁済は、私的整理が成立すれば、対象債権者全員の同意という事実によって債権者間の平等の問題は生じないが、私的整理が一部の対象債権者の反対等により挫折し、会社更生手続等の法的整理に移行した場合には、多数決による反対債権者の拘束が正当化されるかという難問がある。また、関連して、会社更生手続等への移行後に偏頗行為による否認の対象にならないかについても問題になるが、この点については、準則型私的整理の開始は——その手続が再建計画の策定に向けた合理的な手続である限り——必ずしも否認の要件としての支払停止（会更86条の3第1項1号・第3項等参照）にはならないとし⁽²⁶⁾、または商取引債権の弁済自体は私的整理のプロセスでの合理的な（債権者全体の利益になる）対応であった限りで対象債権者との関係で衡平を欠くものとはいえないから、否認の要件である不当性または有害性を欠くなどとして、否認を否定する見解が有力に主張されている⁽²⁷⁾。

このように、事業再建型私的整理では、大胆かつ包括的な関係権利者のグルーピングにより、商取引債権者等の権利者を手続外に置く（つまり権利の変更を求めないことにより、私的整理手続への関与と、再建計画への同意を不要とする）という措置が採られる。このような関係権利者の処遇は、金融債権者以外の債権者の手続外への配置というべきものであるところ（これにより手続を「軽く」する効果がある）、これを関係権利者の分類としてとらえる発想はこれまでなかった。しかし、私的整理も、一定の手続枠組みを持った準則型のものが主流となり、私的整理と法的整理との連携に着眼する最近の議論を前提とすれば、法的整理、とくに会社更生手続との関係（異質性を認めざるをえない場面も含む）の中で、商取引債権者を手続外権利者として分類

(25) 東京地裁会社更生実務研究会編・前掲注(13)225頁（鹿子木=氏本）。具体例については、腰塚ほか・前掲注(18)を参照。

(26) 最判平成24・10・19判時2169号9頁（個人債務者の代理人が債権者一般に対して債務整理開始通知を送付した行為は支払停止に当たるとするが、須藤裁判官の補足意見では、一定規模以上企業が再建計画を策定して窮境の解消を図るような債務整理において、一時停止の通知等がなされるときは、支払停止の肯定には慎重さが要求されるとする）参照。

(27) 四宮章夫『私的整理の研究』（2018）141頁、伊藤・前掲注(20)32頁等参照。

する根拠やその要件等を検討しておくことはそれなりの意味があることであろう。

4 小括

再建型倒産手続における多様な関係権利者の分類の中で、本稿で取り上げた第1の点は、会社更生手続会社に拘束される関係権利者の分類に関連する問題である。更生手続に拘束される関係権利者は、更生計画において権利内容の変更（法的整理では強制的変更）を受けるから、その分類・組分けに際しては、関係権利者間の実質的平等や「公正かつ衡平な差」をどのように具体化するかという実体的側面が重要な関心対象となる。ただ、関係権利者の分類の機能はそれに限定されるものではない。たとえば、更生手続全体の流れの中で、それぞれの権利者のグループがいかに自己の権利を更生計画案に反映させ、事業更生に関与していくかを決するための交渉の単位としての関係権利者の分類のあり方も重要な検討課題であろう。このような交渉単位としての関係権利者の分類については、実務の動きが乏しかったこともあって、十分な議論がなされてきたとはいえないのではないだろうか。

第2に、私的整理を含む事業再建手続における商取引債権（のグループ）の取扱い（手続対象から除外する措置）である。この商取引債権の弁済許可も、それが包括的に行われる場合を想定すれば、一種の関係権利者の分類と捉えることも可能といえる。会社更生手続枠内の検討対象として、本稿では、更生計画における商取引債権の分類（会更168条1項ただし書）と、手続開始後の裁判所の弁済許可による商取引債権の分類（会更47条5項後段）の比較の観点に着目したい。また、会社更生における商取引債権の早期弁済許可が事業再生ADR（または広く私的整理）との連携という観点からも重要と認識されている状況に鑑みて、私的整理、法47条5項後段、法168条1項という流れの中で商取引債権の処遇のあり方を検討してみることとした。

二 会社更生手続会社に拘束される関係権利者の分類に関連する問題

1 決議のための組分け等の現状の評価

決議のための更生債権者等の組分けの法的効果に関しては、旧法159条の注釈において、次のような解説がある⁽²⁸⁾。すなわち、同条による分類がもたらす法的効果として、①計画案の決議の単位(旧204条〔現196条1項に対応〕)、②各単位の可決要件の基準(旧205〔現196条5項に対応〕)、③認可要件としての実体的要件、とくに条件の公正・衡平な差等の要求(旧228条1項〔現168条3項に対応〕)と平等原則(旧229条〔現168条1項に対応〕)の遵守の判断の基礎、④分類の適切さが認可の手続的要件の一つとなること(旧233条1項1号〔現199条2項1号に対応〕)があり、さらに、⑤権利保護条項を定めるべき場合の単位となり(旧234条〔現200条に対応〕)、⑥認可後の更生計画の変更でも上記とほぼ同様の効果を果たす(旧271条〔現233条に対応〕)。

このような更生手続の多くの局面で重要な意義を持つことから、関係権利者の組分けは「更生計画の作成・決議・認可をめぐる基本的な諸事項を貫流する基本原理たる意義を有する」⁽²⁹⁾とされたにもかかわらず、近時の実務では、ほぼ例外なく更生債権と更生担保権の2つの組での組分けしかなされず、学説上も、わずかに更生担保権者の組分けの必要性をめぐる議論があったにとどまることは前述したとおりである。このような実務状況について、肯定的に評価する見解は、決議のための組分けと計画による権利変更の内容は関連はしても別の問題であり、管財人は決議のための組分けの如何に関わらず、法168条1項が定める権利の種類ごとに、またはさらに細分化して実質的に妥当な計画案の内容を決定するのであり、それにより現在の実

(28) 兼子一監修・前掲注(8)831頁以下。

(29) 兼子一監修・前注832頁。

務は、組分けの単純化により手続関係の複雑化を避けつつ、合理的な更生計画案の策定を可能にしていると説明するであろう。しかしながら、上記の条解会社更生法の解説が述べるように、関係権利者の組分け（決議に限定されたそれと区別すれば、「分類」と呼ぶことになる）の意味は、実は決議の場面に限定されない更生手続の基本部分を形作り、原則的には法 168 条 1 項が定める権利の種類により、事例によってはさらに細分化されうる権利の性格ごとに組を作るものである。そして、それらの組を単位として事業の維持更生という目的の中で当該組の権利を主張し、更生計画の中で最大の利益を確保するという役割も果たす。そのような重要な役割を持つことに鑑みて、決議のための組分けおよびそれに関連する関係権利者の分類の問題に関する従来の議論は不十分であるといわざるをえないであろう。更生計画案の決議のための組分けに関する問題に限定しても、各種不法行為に基づく損害賠償債権者、社債権者等の独立の組分けの可能性、権利保護条項を付した更生計画（とくに法 200 条 2 項の事前の裁判所の許可に基づき計画案を提出する場合）の前提としての組分けの方法などが検討課題になると考える。

2 更生計画案の策定等に向けた交渉の単位

関係権利者の分類の意味が、決議のための組分けの場面にとどまらないことは、繰り返し述べた通りであるが、関連する問題の中で、再建計画案の策定に向けた交渉（そしてその前提としての情報開示の相手方）としての意味が興味ある検討対象の一つとなろう。わが国の再建型法的整理では関係権利者の積極的関与が低調であると指摘されて久しいが、これも関係権利者の分類のあり方と少なからぬ関係があると考えられるからである⁽³⁰⁾。

会社更生手続において、関係権利者に関連する機関として用意されているのは、関係人集会（会更 114 条以下）、更生債権者・更生担保権者委員会等

(30) 最近では、わが国法的整理においては、債権者を疎外している面（裁判所や専門家による熱心ではあるが職権的な進行の裏側である）があることが、改めて意識されつつある（たとえば、柴田義人ほか「比較法的観点から見た債権者委員会の活用」野村剛司編集代表『多様化する事業再生』（商事法務、2017）60 頁）。本稿でも、このような問題意識を共有している。

(会更 117 条以下) および代理委員 (会更 122 条以下) であるが、機動的な手続参加を促すための機関として予定されているのは、まず第 1 に、更生債権者委員会等であるといえよう。たとえば、会社更生手続において、正式の「更生債権者委員会」となるためには、まず利害関係人から裁判所に対して、一定要件を具備した承認申立てをすることが必要である (会更 117 条 1 項)。承認の要件は、① (すでに存在する委員会の) 委員の数が、3 人以上 10 人以内であること、② 更生債権者の過半数が、当該委員会が更生手続に関与することについて同意していると認められること、③ 当該委員会が更生債権者全体の利益を適切に代表すると認められることである (会更 117 条 1 項各号、会更規 30 条)。裁判所が承認の裁判をして初めて、正式な更生債権者委員会となる。裁判所は要件を満たしていても承認をせず、また申立てまたは職権でいつでも取り消すことができる (同条 1 項本文、5 項)。

更生債権者委員会は、裁判所や管財人が各種重要事項について意見聴取を求める相手方となるとともに (会更 46 条 3 項 1 号ただし書・117 条 2 項・118 条 2 項等参照)、管財人から報告書の直接の提出を受け (会更 119 条)、自ら裁判所等への意見陳述を行う (会更 117 条 3 項) 権限も与えられる。さらに、関係人集会の招集申立権 (会更 114 条 1 項 2 号) や管財人に対する報告命令の申立権 (会更 120 条 1 項) を有する⁽³¹⁾。

このように、更生債権者委員会には、いくつかの重要な権限が与えられているにもかかわらず、その活用例はあまり存在せず、とくに更生債権者委員会の承認例はないとされている⁽³²⁾。その背景としては、上述の通り承認要件が厳しいこと、活動費用の償還等が不確実なこと (会更 117 条 4 項参照) などの要因が大きいと考えられるが、更生債権者全体の利益を代表するという性格上、様々な利害関係を有する権利者の集まりとならざるをえず、情報伝達のための組織としては意義がありえても、交渉のための組織としては活

(31) 更生債権者委員会等の権限の詳細は、全国倒産法弁護士ネットワーク編・前掲注 (11) 243 頁 (粟田口太郎) 参照。

(32) 粟田口太郎「債権者委員会」園尾隆司 = 多比羅誠『倒産法の判例・実務・改正提言』(弘文堂、2014) 131 頁参照 (同論文には、更生担保権者委員会の承認例、民事再生手続での債権者承認例が紹介され、債権者委員会の立法的見直しの論点が議論されている)。

動しにくい点が委員会組成のインセンティブを削いでいる面があるのではなからうか。そうすると、ここでも委員会の趣旨に最も適切かという観点からの権利者の分類の問題があるものと考えられる。

もっとも、このような積極的手続関与の主体としての更生債権者委員会等の問題点について、意識的な言及がなかったわけではない。たとえば、更生債権者委員会等は実質的利害関係を異にする権利者を代表するものであるから、特別の利害を有する権利者グループの利益確保のために更生手続に積極的に関与するためには、特定の性格を有する複数の権利者が自らの意思で選任した代理委員（会更 122 条。選任には裁判所の許可が必要）の役割に期待するしかない、という説明がある⁽³³⁾。この代理委員も、現状では、その地位は選任した更生債権者等の権限行使の受任者とされるにとどまるから、手続への積極的参加の機関として位置付けるためには、管財人に対する情報開示請求権を強化したり、原則として費用の償還を認めたり、一定要件の下代理人弁護士報酬の更生会社財産から支払いを認めるなど、制度的な整備の余地があろう⁽³⁴⁾。

以上のような考え方に対しては、管財人は、更生手続の中で利害関係人に適時・適切な情報を提示し、意見を聴取しながら更生計画案の内容を慎重に決定しているのであるから、関係権利者の手続参加を促進する現実的の必要はない（むしろ手続を混乱、遅延させるおそれの方が大きい）という反論が予想される。このような反論には十分に配慮が必要だとしても、現在関係権利者のグループが積極的手続参加を欲するときに、十分な手段が用意されているか、という観点から検討するとき、やはり議論および制度見直しの余地はいまだ存在するというべきであろう。

(33) 東京地裁会社更生実務研究会編・前掲注（6）73 頁（穴戸由洋＝高橋貞幹）参照。

(34) 現行代理委員制度の問題点については、西村あさひ法律事務所編・前掲注（21）465 頁注 120（川畑和彦）も参照。

三 私的整理を含む事業再建手続における商取引債権の取扱い

1 分類概念の拡大

私的整理および会社更生手続等の法的整理において商取引債権の全部または一部を早期弁済することは、その対象が包括的な基準でグループ分けされる限りで、関係権利者の分類の一種と考えることができる。もっともこの場合には、分類された権利を手続(対象債権者)外に置くことを意味するから、本稿冒頭で述べた「組分けまたは分類により手続が重くなる」という感覚は、ここでは妥当せず、逆に対象債権者を絞ることにより手続を軽くすることが目論まれている。このような捉え方は、これまでの議論ではなかった見方であるので、いわば「隠れた分類」とでも呼ぶべきものといえる。

2 商取引債権の包括的弁済許可

商取引債権の早期弁済を裁判所が包括的に許可することが、会社更生法47条5項後段の適用対象内にあるか疑義が否定できないとはいえ(前述)、かかる包括的弁済許可が債権者平等の法的整理の原則を考慮しても必要であると考えられる場合、どのような運用上・制度上の見直しが考えられようか。

会社更生手続の枠内での関係権利者の分類という観点から問題をみると、まず法168条1項ただし書との比較が有効と考えられる。12でのべたように、法168条の定めに従った更生計画の条項によれば、更生計画によってある種類の関係権利者の特別の処遇(包括的早期弁済を含む)をすることは可能と考えられることから、それに沿った手続と要件との距離を測ることが、運用論・制度論の参考になると思われるからである。

法168条1項ただし書の「衡平な差」として包括的な優遇を行う場合(以下2においては「計画による優遇」という)と法47条5項後段に基づく包括的弁済許可(以下2においては「47条弁済許可」という)を比較してみると、次のような点が指摘できる。

①計画による優遇は、商取引債権も他の債権と同じように権利行使を禁ずるなど更生手続に取り込み、更生計画で平等原則の例外としてその種類の債権を優遇する（早期一括弁済に限定されない）のに対して、47条弁済許可は開始直後に事業継続支障性等を要件にして断行的に（更生計画における他の同種の権利者との調整は不要。実質的な共益債権化といわれるのはこのことを意味する）弁済を許容するものである。

②上記の性格の違いから、計画による優遇は「同一の種類の権利を有する者の間に差を設けても衡平を害しない場合」（会更168条1項ただし書）という判断基準の下、他の同種債権者との実質的平等に資するかを総合的に判断する形で処遇が決定されるのに対して、47条弁済許可は事業継続支障性要件を中心に迅速な（事業価値毀損前の）判断が求められており、「少額」性の要件は緩和されている状況である。

③計画による優遇は、それを内容とする更生計画案が各組の決議で可決される必要があり、仮に可決されても債権者平等原則など法令の規定に違反する場合には裁判所の認可を得ることができないのに対して、47条弁済許可は、裁判所が特別の必要性を認めて弁済を許可するものであるから、その裁判が不当・違法であったとしてもそれに対する不服申し立てはできないし（会更9条参照）、更生計画の内容とは独立に弁済を認めるものであるから、計画認可手続において弁済許可の違法性を争う（会更199条2項1号・2号参照）ことは少なくとも困難である⁽³⁵⁾。

このような比較を基礎にして考えると、同種であるが、特別な性格を有する権利類型間の実質的平等については慎重な判断を要し、手続的にも各類型の手続関与を保障し、裁判所の判断に対する不服申立権を保障する必要性があることに照らして、包括的な（グループとしての）商取引債権者の処遇は、

(35) 裁判所の許可を得て弁済をしたときは、管財人は計画案提出時にその旨の報告書を裁判所に提出しなければならない（会更規51条2項1号）。これにより、弁済の事実を関係人の議決権行使の参考にするためであり、裁判所としても計画の認可に際して、「公正かつ衡平」か（会更199条2項2号）の判断資料とするものともされる（最高裁判所事務総局民事局監修『条解会社更生規則』（法曹会、2003）170頁）。ただ、裁判所が計画内容とは無関係に、法47条5項後段の要件を満たすものとして許可を与えた弁済が、更生計画認可の判断に与える影響は限定的と考えられる。

再生計画により行うのが、本来の姿であるように思われる。そこで、47条弁済許可を行うには、計画による優遇による一括弁済を仮定した場合の規律を意識してその性格と範囲を限定的に設定することが運用方法として考えられよう。具体的には、47条弁済許可の対象を包括的に決定する必要があるときは、その弁済の範囲は極力必要な範囲にとどめておき、残額については更生債権としての更生計画の処遇に委ねるという方法である。事業価値毀損の回避目的からは望ましい画一的な商取引債権者への全額弁済を債権者平等の観点から控えるという意味で47条弁済許可制度が更生計画による実質的平等の枠組みに譲歩する反面、更生手続開始時に必要と判断された47条弁済許可による弁済の範囲では更生計画案による修正は行わないという意味では、47条弁済許可の独自の制度趣旨が生かされることになろう⁽³⁶⁾。このような運用では更生手続開始前後において一部弁済により取引の継続を交渉する必要が生ずることもありうるため、管財人の負担がやや重くなるかもしれないが、少なくとも取引類型ごとの一律の取扱いを提案することになるから債権者側の理解をえることが管財業務の支障になるとまではいえないのではなかろうか（なお、事業継続不可欠性の個別的判断で特定の商取引債権への全額弁済を許可することは妨げられない⁽³⁷⁾）。

(36) ただし、多数の顧客のマイレージや商品券等に基づく債権について保護する必要がある場合、更生計画認可決定までに履行を完了することは不可能であり、かといって顧客に債権届出をさせて（更生手続には債権の自認制度はない）更生計画で100%弁済を定めることは、手続にとって大きな負担となるとの指摘があり、このような場合には明確に共益債権化してこれらの債権を手続外の権利とする立法の必要性が主張される（直接には民事再生手続に関する論述であるが、小畑英一「再生債権をめぐる諸問題」事業再生研究機構編『民事再生の実務と理論』（商事法務、2010）125頁参照）。

(37) 弁済許可により一部弁済を実行すると、その分債務は消滅するから、残額は債権届出をして更生計画でその処遇を決めることになる。これにより更生債権者の数が増える可能性があるが、それは法的整理である以上避けられないところである。多数の商取引債権者の手続参加が手続上の耐え難い負担となり、かつ、関係債権者の同意が得られるならば、一部弁済と残額の債権届出の取下げ（または届出自体をしない）を結びつける処理もありうる。民事再生法85条5項後段の弁済許可の事例であるが、「弁済による不平等を最小限にとどめるという観点から」一部弁済が望ましいと判断し、衣料品販売業者の販売代行手数料債務のうち、150万円までは全額を、150万円を超える部分は50%の弁済を行う許可がされ、その余は債権届出の取下げを受けるとされた、東京地裁（破産再生部）の例が紹介されている（館内比佐志ほか編『民事再生の運用指針』（金融財政事

さらに制度論としては、たとえば個別具体的に取引債権の弁済許可を与える場合と商取引債権一般または取引類型ごとの弁済許可を与える場合とを分けて制度設計することも考えられよう。前者については事業継続支障性がある限りその額を問わず（「少額」要件の削除または大幅な緩和）弁済を認めることとし、後者において包括的に弁済許可をするときは計画における同種の権利者との衡平性を考慮して弁済額（割合）を決定するものとする（ただし、計画による同種債権への弁済額との調整は行わない）などが考えられようか。

3 事業再建型私的整理における関係権利者の分類：法的整理との連携・統合

会社更生手続における商取引債権の包括的な弁済許可の趣旨は、より徹底して（対象債権者を金融債権に限定）同様の処理を行っている再建型私的整理と共通性を有する。私的整理における対象債権を金融債権に限定する実務は確立したものであるし、その必要性・合理性も広く承認されている。経済的に合理的な事業再生を体現してきた準則型私的整理の発展を通してそのメリットが浮き彫りとなると、法的整理のルールを見直して私的整理との連携を模索すること自体は自然な流れといえることができる。しかし、再生計画策定への密接な関与の下権利の変更の受ける対象債権者全員の同意が前提となる私的整理と、多数決により意に沿わない再建計画案に拘束される少数関係権利者への財産権の保障が必要な法的整理とはやはり根本的な違いがあることも事実である。

そのような相違を前提として、商取引債権の処遇という観点から私的整理と法的整理の「連携」を図ろうとすると、どのような方法が考えられようか。私的整理において手続対象債権者から商取引債権者等を一般的に除外する実務対応がそのままでは法的整理で受け入れられず、その弁済が偏頗弁済否認の対象になるおそれにも完全には否定できないとすれば、法的手続への移行前の対処として私的整理進行中は、明らかに事業継続のために弁済が必要

情研究会、2018）188頁）。民事再生法85条5項後段の運用実務については、山宮慎一郎「取引債権の保護」木内道祥監修・全国倒産弁護士ネットワーク編『通常再生の実務Q&A150問』（金融財政事情研究会、2021）82頁も参照。

な(否認を回避できる)商取引債権に限って個別的に弁済をするにとどめ、その他の一般の商取引債権については、私的整理の成立が確実になるまで、一部弁済にとどめておくなどの対応をとる必要がある。このような私的整理での対応が、会社更生法47条5項後段の下での扱いと同等の基準の下でなされるならば、事件が会社更生手続へ移行した場合の商取引債権の処遇は、私的整理のそれを基本的には踏襲し、必要な微調整を加える程度で足ることになる。さらに制度論としては、最近、様々な「連続性」確保のための議論がなされているところであるが、理想的には、準則型私的整理のプロセスを法的整理に取り込む可能性を探り、緩やかな法的整理、会社更生など本格的な手続が開始した場合の47条弁済許可、更生計画における商取引債権の処遇の問題を、一貫した統合的手続の中で関連付けて構想していくことが望ましいように思われる⁽³⁸⁾。

四 本稿のまとめ

本稿では、第1の課題として、会社更生手続を対象として、更生計画案の決議のための関係権利者の「組分け」に関する議論が低調といわざるをえない状況を踏まえて、関係権利者の組分け、そして分類の議論がいかなる意味を持つかを再検討し、更生計画案の決議や債権者平等等の基準としてだけでなく、各種権利者が更生計画案作成過程に関与し、自らの実体的利益を適切に更生計画案の条項に反映させるために、関係権利者の分類が独自の意味を持ちうるものと考えた。このような権利者の分類の意義は、会社更生手続における更生債権者の内部でも同様といえるから、一般に決議のための組分けは行われない通常民事再生手続においても、権利者の分類は重要な問題と認識されるべきであろう。

(38) 今後の私的整理と法的整理の関係について検討・提案をするものとして、『事業再生に関する紛争解決手続の更なる円滑化に関する検討会報告書』(商事法務研究会、2015)(<https://www.shojihomu.or.jp/documents/10448/1149026/jigyousaisei201503.pdf/b0c51a9f-62cc-4a03-b5bc-6eb28571a27f> [2021年6月9日閲覧])。統合的手続に関する筆者の理解については、田頭・前掲注(3)168頁参照。

第2に、会社更生法47条5項後段に基づく更生手続開始後の少額商取引債権の弁済許可（手続開始前の弁済禁止保全処分等の例外として弁済を許すことと連続する）が包括的に行われる実務が存在し、その許容性が争われていることを踏まえ、このような取り扱いが、個別の関係権利者に対する弁済許可という枠組みを超えて、権利者の分類による弁済許可という意味を持ちうることを指摘し、その観点から商取引債権の取扱いに関する運用上、制度上の論点を検討した。そして、更生計画による一定種類の権利に関する平等原則の例外規定（会更168条1項ただし書）と上記47条5項後段の弁済許可制度を比較し、後者による商取引債権の包括的弁済許可を正当化するためには、前者の要件とのつながりを意識した解釈が一つの手がかりになるのではないかと考えた。

さらに、近時、再生型私的整理においても、商取引債権を含む金融債権以外の債権を非対象債権とする（取引契約内容どおり弁済する）実務が確立しており、特に事業再生ADR等の準則型私的整理と会社更生手続等との連携の中で、商取引債権をどのように扱うか、ということが問題とされている。結論的には、多数決原理の存否など私的整理と法的整理の性格の違いが否定できない以上、私的整理では、更生手続への移行の可能性をにらみつつ、事業継続支障性要件が明らかに認められる特定の商取引債権以外は一部弁済をなすにとどめるなど、私的整理の側で、会社更生手続等における商取引債権の取扱い（上記47条5項後段、168条1項ただし書）を見据えた対応をすることが求められよう。また、制度的には、多様な見直しの方向がありうるものの、たとえば準則型私的整理で確立されてきたプロセスを（緩やかな）法的整理の中に取り込み、統合された手続の流れの中で商取引債権（またその他の特別の種類の種類）の取扱いを再考する可能性にふれた。

本稿は、現状での問題意識を覚書風にまとめたものにとどまる。今後は、以上のような問題意識を踏まえ、比較法などの手法を用いて個別問題の考察を深化することを課題としたい。

【付記】本稿は、科学研究費基盤（C）課題番号19K01377の成果の一部である。

(本学法科大学院教授)